

仕 様 書

1 業務名 令和8年度広島港漂着ごみ搬出処分業務

2 業務内容 発泡スチロール、流木等集積された海岸漂着ごみの搬出、処分

3 業務場所及び予定数量等

主な集積場所 (地区名) ※ 別紙位置図のとおり		予定数量 ※天候等により増減する。			実施 予定 時期	備 考
		ごみの種類				
		廃プラスチック (フロート)	廃プラスチック (左記以外)	木くず又は可燃物		
1	宇品	30m ³	15m ³	20m ³	7～9月	
2	江波	0m ³	5m ³	10m ³	7～9月	
3	草津	0m ³	10m ³	5m ³	7～9月	
4	丹那	65m ³	15m ³	20m ³	7～9月	
5	仁保	100m ³	45m ³	30m ³	7～9月	
6	向洋	0m ³	3m ³	2m ³	7～9月	
7	似島	10m ³	10m ³	35m ³	7～9月	
計		205m ³	103m ³	122m ³		
		430m ³				

4 履行期間 契約の日から令和8年10月30日まで

5 業務実施の手順

- (1) 発注者は、数量見積依頼書（様式第1号）により、漂着ごみの数量の見積りを受注者に依頼する。
- (2) 受注者は、数量報告書（様式第2号）により、漂着ごみに係る数量を発注者に報告し、発注者は数量確認を行う。
- (3) 発注者は、搬出処分業務実施指示書（様式第3号）により、漂着ごみの搬出処分を受注者に指示する。
- (4) 受注者は、搬出処分実施完了報告書（様式第4号）により、漂着ごみの搬出処分状況を発注者に報告する。

6 支払方法 完了払

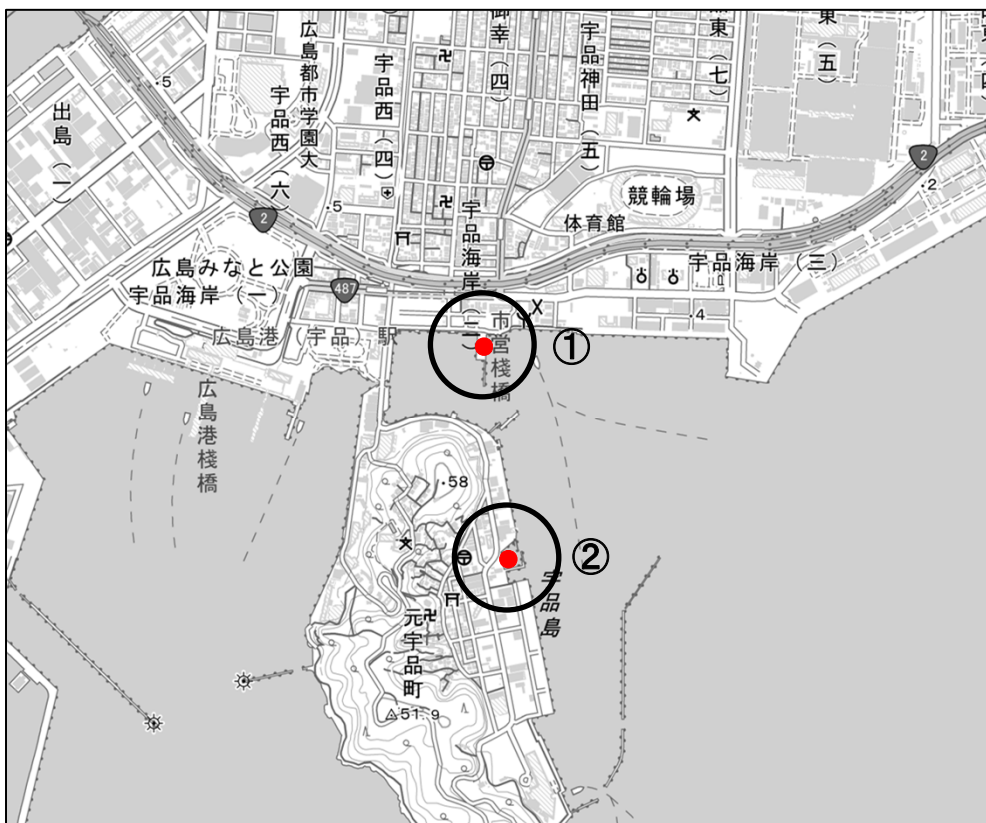
7 特記事項

- (1) 委託業務の実施に当たっては、時期、場所及び方法について発注者の指示に従うこと。
- (2) 海岸保全施設、港湾施設等の利用及び通行に支障を与えないこと。
- (3) 毎回午前8時30分から午後5時までの間に実施すること。
- (4) 廃棄物の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定めにより、適正な資格に基づいて行うこと。

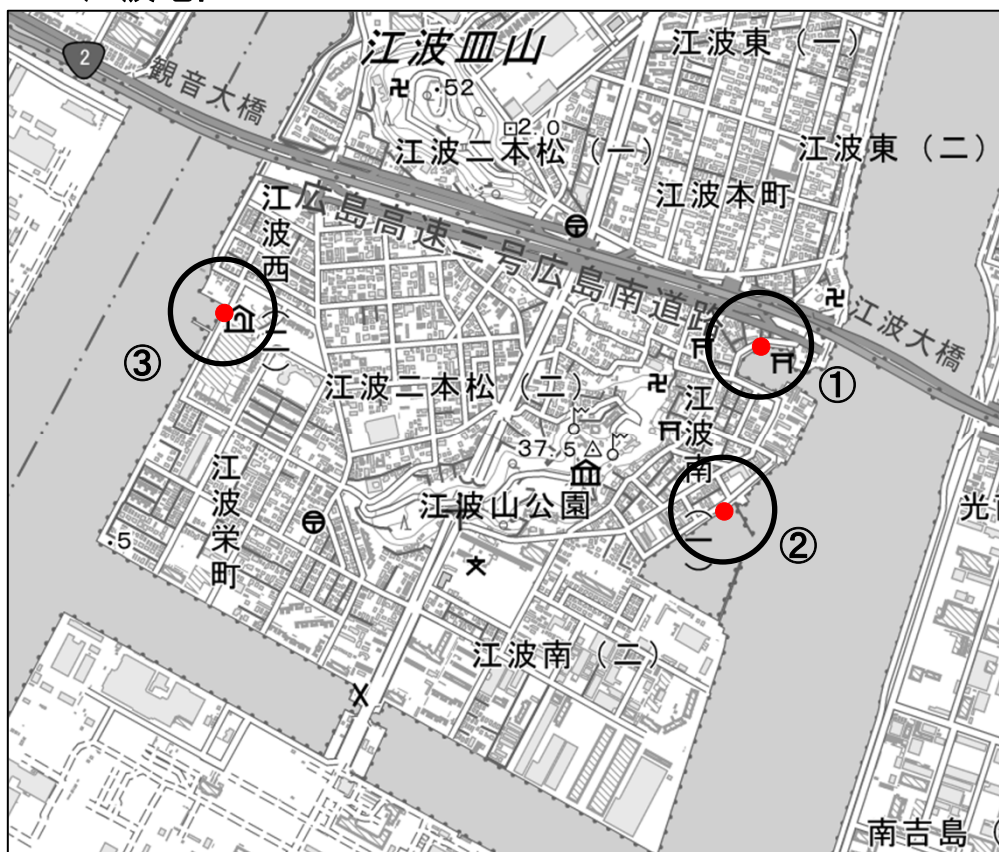
- (5) ごみ処理の予定数量は、近年の実績を参考に算定したものであり、実際の数量は天候等により増減する。また、集積場所についても天候等により変更する場合がある。
- (6) 実施に要する器具・消耗品は全て受注者の負担で行うこと。
- (7) 廃油・塗料等の液状ごみは対象外とする。
- (8) 搬出処分し難いごみがあるときは、発注者と協議すること。

位置図

1 宇品地区



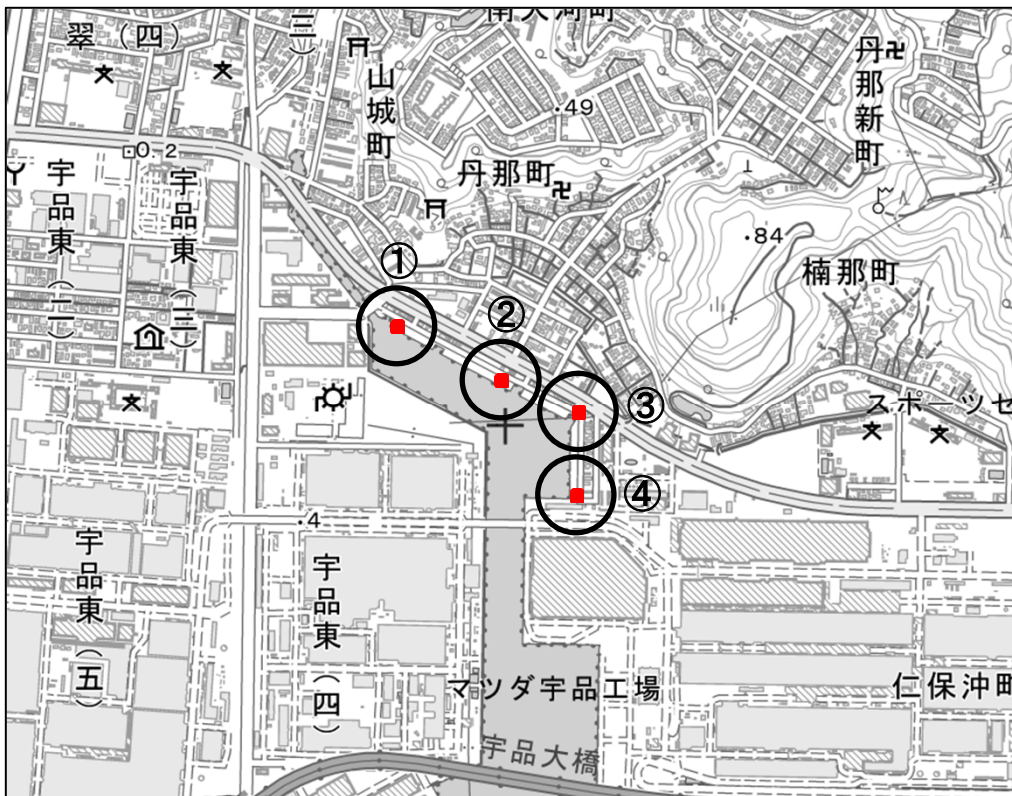
2 江波地区



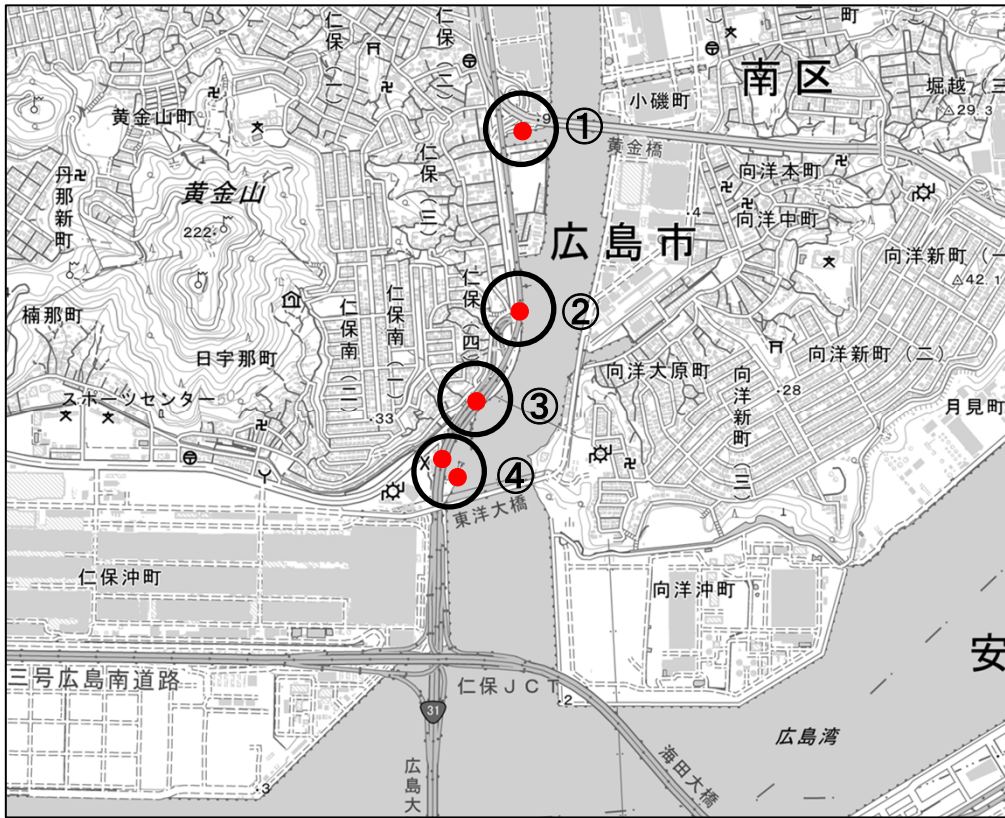
3 草津地区



4 丹那地区



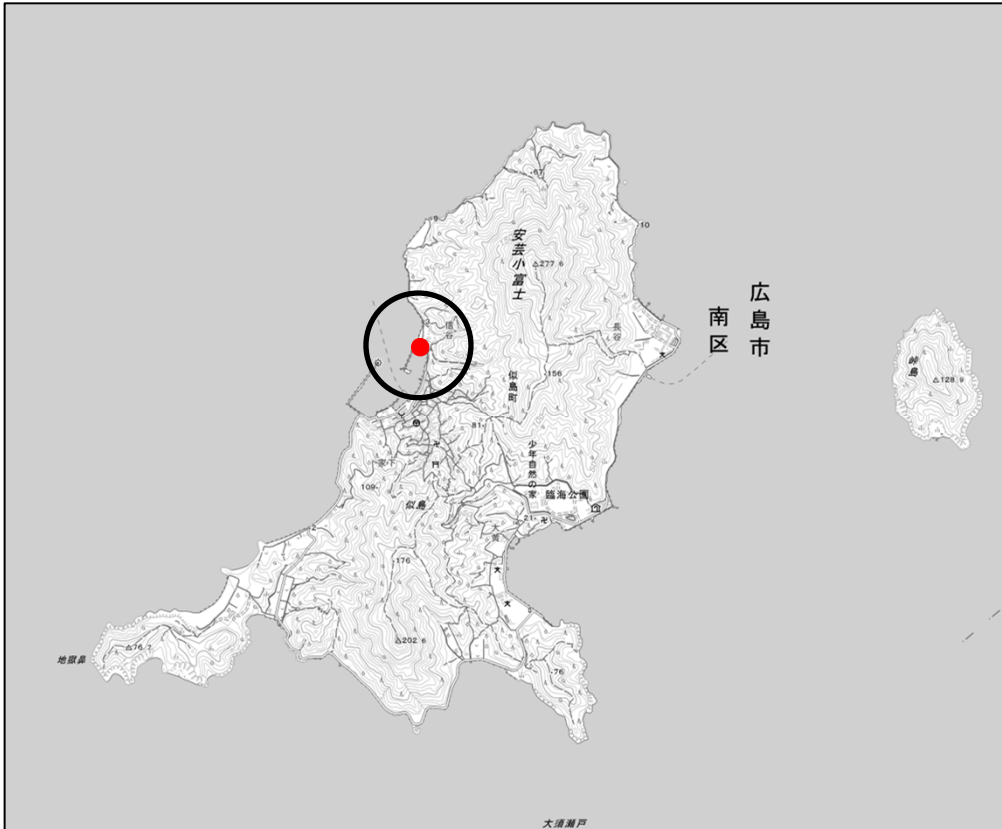
5 仁保地区



6 向洋地区



7 似島信谷



(様式第1号)

令和 年 月 日

様

広島県広島港湾振興事務所長

数量見積依頼書

広島港漂着ごみ搬出処分業務委託契約書仕様書5の規定により、

令和 年 月 日()までに、次の地区に係る海岸漂着ごみに係る数量の見積りを行ってください。

業務場所(地区名) ※別紙位置図・写真のとおり	摘 要

(様式第2号)

令和 年 月 日

広島県広島港湾振興事務所長 様

住 所:

受注者名:

数量報告書

令和 年 月 日付けで依頼のあった海岸漂着ごみに係る数量を報告します。

業 務 場 所 (地 区 名)	ごみの種類			備 考
	廃プラスチック (フロート)	廃プラスチック (左記以外)	木くず又は可燃 物	
	数量(m ³)	数量(m ³)	数量(m ³)	
				労務費及び搬出費に係る 数量は別紙のとおり
計				

※ 数量に小数点以下が生じた場合は小数点第1位を切り捨て

(様式第3号)

令和 年 月 日

様

広島県広島港湾振興事務所長

搬出処分業務実施指示書

広島港漂着ごみ搬出処分業務委託契約書仕様書5の規定により、

令和 年 月 日()までに、次の地区の海岸漂着ごみを搬出、処分してください。

業務場所(地区名) ※別紙位置図・写真のとおり	摘要

(様式第4号)

令和 年 月 日

広島県広島港湾振興事務所長 様

住 所:

受注者名:

搬出处分業務実施完了報告書

令和 年 月 日付けで指示のあった業務が完了したので報告します。

業務場所(地区名)	完了年月日	備 考

※ 作業前、作業中及び作業後の写真を添付すること。

内訳書

業務名: 広島港漂着ごみ搬出処分業務

項目	名称		数量	単位	単価(円) 消費税抜き	金額(円)	備考
①労務費	運転手・作業員		40	人			
②搬出費	運搬車両		30	台			
③処分費	ごみの種類	廃プラスチック類 (フロート)	205	m ³			
		廃プラスチック類 (上記以外)	103	m ³			
		木くず又は可燃物	122	m ³			
	ごみの総数量		430	m ³	—	—	
④諸経費				% 式	—		
合計	①～④の計		—	—	—		